

対象期間	緊急対応期間				
休業手当の 支払い率条件	解雇等 の有無	国の助成率	笠松町の助成単価(円/人・日)		備考
賃金の60%以上で あることが必須	有	80%	平均休業手 当日額が 15,000円 以下の場合	判定基礎期間中に支払 われた休業手当総額の 10分の1	国の助成額と合わ せて1人1日あたり 13,500円が上限
			平均休業手 当日額が 15,000円を 超える場合	13,500円から平均休業 手当日額の5分の4の額 を差し引いた額	
	無	100%	対象外		国の助成額は1人1 日あたり15,000円 が上限